第十一条第二項の表市町村の項第一号を次のように改める。

市町村	一　道路橋りょう費	道路の延長
		国道延長比率
		道府県道延長比率
		道路整備比率Ⅰ
		道路整備比率Ⅱ
		道路整備比率Ⅲ
		交通事故件数比率

測定単位の数値のうち国道の実延長を測定単位の数値で除して得た数
測定単位の数値のうち道府県道の実延長を測定単位の数値で除して得た数
測定単位の数値のうち路面幅員四・五メートル以上の市町村道（橋りょうを除く。以下この表において同じ。）の延長を測定単位の数値で除して得た数
測定単位の数値のうち路面幅員二・五メートル以上四・五メートル未満の市町村道の延長を測定単位の数値で除して得た数
測定単位の数値のうち路面幅員一・五メートル以上二・五メートル未満の市町村道の延長を測定単位の数値で除して得た数
警察庁において調査した交通事故の発生件数（以下「交通事故件数」という。）の当該年の前二年及び前三年の合計数の二分の一の数を測定単位の数値で除して得た数

第十一条第二項の表市町村の項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「使用料対象資本費」を「算定対象資本費」に、「昭和五十四年度」を「昭和五十五年度」に、「地方公営企業決算状況調査による」を「地方公営企業決算状況調査に基づく」に、「四四」を「四〇」に、「四五円」を「四一円」に、「一九八・〇」を「一〇一・〇」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同条第四項の表都道府県の項第一号中「0.465」を「0.426」に、「0.488」を「0.485」に、「2.092」を「2.094」に、「0.35」を「0.30」に、「0.20」を「0.25」に改め、「（高速自動車国道法第五条の規定に基づき、平成15年12月25日に開催された第1回国土開発幹線自動車道建設会議及び平成18年2月7日に開催された第2回国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画の変更により、新直轄方式に切り替わった区間）」を削り、同項第二号中「0.786」を「0.775」に、「0.214」を「0.225」に、「8.307」を「8.330」に改め、同項第三号中「2.480」を「2.342」に、「16.220」を「15.826」に、「0.3453」を「0.3587」に改め、同項第四号中「0.328」を「0.302」に、「0.131」を「0.121」に改め、同項第一号を次のように改める。

市町村	一　道路橋りょう費	道路の延長
		算式
		算式の符号
		A　国道延長比率
		B　道府県道延長比率
		C　道路整備比率Ⅰ
		D　道路整備比率Ⅱ
		E　道路整備比率Ⅲ
		F　交通事故件数比率
		α_1　北海道内の指定都市にあつては0.5、府県内の指定都市にあつては1.00
		α_2　北海道内の指定都市にあつては0.90、府県内の指定都市にあつては1.00
		β　大都市（特別区及び指定都市をいう。以下同じ。）にあつては0.06、その他の市町村にあつては0.12

$$A\times\alpha_1\times15.6+B\times\alpha_2\times4.1+C\times0.49+D\times1.29+E\times1.68+F\times\beta$$

第十一条第四項の表市町村の項第一号及び第二号を削り、同項第四号中「使用料対象資本費」を「算定対象資本費」に、「昭和59年度」を「昭和60年度」に、「昭和54年度」を「昭和55年度」に、「昭和58年度」を「昭和59年度」に改め、同号を同項第一号とし、同項第五号中「1.910」を「2.020」に、「5.065」を「5.113」に、「3.162」を「3.161」に、「2.226」を「2.204」に、「2.033」を「2.042」に改め、同号を同項第二号とし、同条第五項の表都道府県の項第一号を削り、同項第二号中「230」を「232」に、「320」を「321」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「×γ」及び「γ　1.00（ただし、指定都市及び中核市のうち、面積を人口集中地区面積で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が3.5以上5未満のもののうち指定都市にあつては1.15、中核市にあつては1.04、1.35以上3.5未満のもののうち指定都市にあつては1.30、中核市にあつては1.08、1.35未満のもののうち指定都市にあつては1.95、中核市にあつては1.27）」を削り、同号を同項第二号とする。

第十一条第六項の表都道府県の項第一号算式中「$\sum_{n=63}^{19}$」を「$\sum_{n=7}^{20}$」に、「$\sum_{n=14}^{19}$」を「$\sum_{n=8}^{20}$」に、「$\sum_{n=12}^{19}$」を「$\sum_{n=8}^{20}$」に、「$\sum_{n=15}^{19}$」を「$\sum_{n=15}^{20}$」に、「2,388,000円」を「2,287,000円」に改め、同号算式の符号C_{63}を削り、同号算式の符号$C_{元}$中「0.019」を「0.017」に、「0.011」を「0.010」に改め、同号算式の符号C_2中「0.020」を「0.019」に、「0.012」を「0.011」に改め、同号算式の符号C_3中「0.020」を「0.019」に、「0.009」を「0.008」に改め、同号算式の符号C_5中「0.025」を「0.019」に、「0.014」を「0.008」に改め、同号算式の符号C_6中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号C_7中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号C_8中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号C_{10}中「0.027」を「0.016」に、「0.042」を「0.001」に改め、同号算式の符号中「$C_{12}=0.023$」を「$C_{12}=0.022$」に、「$C_{17}=0.006$」を「$C_{17}=0.022$」に改め、同号算式の符号C_{19}の次に次のように加える。

$C_{20}=0.005$

第十一条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号E_5中「0.027」を「0.017」に、「0.020」を「0.009」に改め、同号算式の符号E_6中「0.024」を「0.023」に改め、同号算式の符号E_8中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号E_9中「0.007」を「0.006」に改め、同号算式の符号E_{10}中「0.040」を「0.004」に、「0.041」を「0.002」に改め、同号算式の符号E_{11}中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号中「$E_{13}=0.025$」を「$E_{13}=0.024$」に改め、同号算式の符号F_5中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号G_{19}の次に次のように加える。

$G_{20}=0.005$

第十一条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号H_5中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号I_8中「0.076」を「0.074」に改め、同号算式の符号I_9中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号I_{10}中「0.133」を「0.013」に、「0.137」を「0.008」に改め、同号算式の符号I_{11}中「0.076」を「0.074」に、「0.084」を「0.083」に改め、同号算式の符号中「$I_{13}=0.082$」を「$I_{13}=0.081$」に、「$I_{15}=0.035$」を「$I_{15}=0.034$」に、「$I_{16}=0.037$」を「$I_{16}=0.036$」に、「$I_{17}=0.010$」を「$I_{17}=0.034$」に改め、同号算式の符号I_{19}の次に次のように加える。

$I_{20}=0.008$

第十一条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号中「$K_{13}=0.058$」を「$K_{13}=0.057$」に、「$K_{14}=0.054$」を「$K_{14}=0.053$」に、「$K_{16}=0.059$」を「$K_{16}=0.058$」に、「$K_{17}=0.015$」を「$K_{17}=0.058$」に改め、同号算式の符号K_{19}の次に次のように加える。

$K_{20}=0.013$

第十一条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号L_5中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号中「$M_{15}=0.035$」を「$M_{15}=0.034$」に、「$M_{17}=0.010$」を「$M_{17}=0.034$」に改め、同号算式の符号M_{19}の次に次のように加える。

$M_{20}=0.008$